

平成14年度の活動報告について（要旨）

1．総合行政ネットワークの導入

電子自治体化を進める上での情報通信基盤である総合行政ネットワーク（エルジーワン L G W A N ）については、平成14年度に霞が関ワシントン W A N との接続や文書交換システムの運用開始など利活用に向けた整備が進められた。各市町村においても順調に L G W A N への参加が進んでいる。

（1）L G W A N の構築・運用状況

霞が関 W A N との相互接続（平成14年4月）

地方自治体間だけでなく国の各府省との間でも高いセキュリティの中で情報交換が可能となった。

文書交換システム（平成14年7月）

地方公共団体組織認証基盤（エルジーピーケーアイ L G P K I ）を利用した文書交換システムの運用が開始され、電子署名（電子公印）付きの公文書の交換が可能となった。

（2）県内市町村の L G W A N 参加状況

・各市町村の参加状況（平成15年3月31日現在）

18市町村（44％）が参加済みである。

（3）L G W A N 関係規程の整備

・関連規程の整備

セキュリティポリシー、文書管理規程及び組織認証基盤関連規程の整備が必要となる。県において整備された規程類等を参考として、市町村においても、今後順次整備する必要がある。

（4）L G W A N の利活用

・広域行政情報共有システム

県と市町村が共同開発して、電子掲示板やメーリングリストを利用できる広域行政情報共有システムを開発した。また、本システムの具体的な利活用の調査を行い、平成15年度から情報担当課を中心に運用を開始することとしている。

2. 申請・届出等手続きの電子化

申請・届出等の行政手続きの電子化については、行政手続オンライン化関係三法が成立し、平成 15 年度には公的個人認証サービスの全国実用試験も予定される等整備が進みつつある。平成 14 年度は（財）地方自治情報センター実施の市町村の共同利用システムに関する調査研究事業により電子申請・届出システムの業務分析やシステム設計等を実施した。

（１）国等の動向

行政手続オンライン化関係三法の成立（平成 14 年 12 月）

行政手続オンライン関係三法が成立し、法令等に基づく手続きの電子化に関する法整備がなされた。県及び市町村も、今後条例や規則等に基づく手続きの電子化のための規定整備を行う必要がある。

公的個人認証サービス

住民基本台帳に記載された住民に対して電子証明書を発行するサービスであり、平成 15 年 8 月頃を目途に全国実用試験が予定されている。なお、平成 15 年 2 月に「公的個人認証サービス都道府県協議会」が設立され、検討を開始している。

（２）市町村共同利用アウトソーシング事業

ワーキンググループに参加している 10 市町を中心に調査研究事業を実施し、報告書として取りまとめた。

業務調査・分析

電子化阻害要因（添付書類有無、手数料有無等）により手続き毎の電子化実現度を調査・分析し、電子化を優先する手続きを定めた。

システム設計

段階的なシステム化やアクセス権限の管理による市町村間でのデータ保護等についての検討を実施した。

共同運営設計

運営のためには組織が必要であることから、任意協議会等の組織が望ましいことや、全市町村の参加を原則とすべきであるとの意見を取りまとめた。また、費用分担については項目毎に均等割方式とするか人口比例方式とするかを検討し、両者を併用する方式が適当との結論に至った。

3．統合型地理情報システム

統合型地理情報システム（統合型GIS）については、国において導入に向けた各種指針の整備が進められている。平成14年度においては、先進的な自治体等における具体的な事例を中心に研究した。

（１）国の動向

4つの基本指針

平成13年度から総務省が4つの指針を策定している。

- ・統合型GIS全体指針（平成13年7月）
- ・統合型GIS整備指針（平成13年7月）
- ・統合型GIS運用指針（平成14年9月）
- ・統合型GIS活用指針（平成14年9月）

（２）県や市町村の動向

GIS普及セミナー in 石川（平成14年11月）

国土地理院北陸地方測量部と共同で開催し、専門家による講演や先進事例の紹介を行った。

GISワーキンググループでの事例研究

実際の事例を参考にしながらGISの活用について検討する学習会を開催した。